

只見町結婚相談員設置要綱

(目的)

**第1条** 只見町の地域後継者育成対策の一環として、後継者の結婚相談を円滑に進めるために結婚相談員を置くことができる。

(定数及び委嘱)

**第2条** 結婚相談員の数は、6名とし、当町に生活の根拠をもち人格高潔で、地域振興に理解と熱意を有し、次のいずれかに該当する者の中から町長が委嘱する。

- (1) 仲人の実績をあげている者
- (2) その他結婚相談等の経験のある者

(任期)

**第3条** 結婚相談員の任期は2年とする。ただし、再委嘱することができる。

2 欠員が生じたときの委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

**第4条** 町長は、結婚相談員に特別の事由があるときは、任期中といえども解職することができる。

(その他)

**第5条** この要綱に必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。